

目黒区長 殿

令和5年3月31日

### 令和4年度第三者評価結果報告書

郵便番号 156-0043  
住所 東京都世田谷松原3-38-16-107  
電話番号 042-444-2757  
認証評価機関番号 06-168  
評価機関名 株式会社にはほんの福祉ネット  
代表者氏名 代表取締役 岩下敦史 印

以下の事業所について実施した評価の結果を報告いたします。

評価者情報	評価者氏名	担当分野	評価者養成講習修了者番号
	岩下敦史	福祉・経営	H2101100
	濱川ゆり子	福祉	H2001061
	松村貴彦	福祉・経営	H2101027
	永峯治寿	福祉・経営	H0802010

評価対象事業所	五本木住区センター児童館学童保育クラブ		
事業所連絡先	〒	152-0001	
	所在地	目黒区中央町二丁目17番2号	
	電話番号	03-3792-9144	
事業所代表者	野口 貴之		
事業所概要	種別	直営 学童保育クラブ	
	運営主体	目黒区	

契約日	2022.3.4
利用者調査実施時期	2022.10.31-2022.11.22
訪問調査日	2022.12.15
評価合議日	2022.12.15

## 総 評

## 《特に良いと思われる点》

## ●様々な工夫により、子どもに多様な経験を保障している

計画に基づき、子どもが豊かな経験を積んでいくことが出来るよう、日々工夫している。特に戸外での遊びは活発で、晴れた日にはほぼ毎日、子ども同士がかかわりあいながら、思い切り身体を使って楽しんでいる。伝統的な活動の一つには火起こしなどもあり、日常生活では味わえない体験をしている。工作などでは、のこぎりややすりなどを使っている。上手に使いこなせるようになると「名人」として互いに認め合う風土がある。職員は、児童館職員とも連携し、皆で運営に携わることで子どもが安心できる環境を作り出し、子どもに多様な経験を保障している。

## ●他の学童保育クラブとの交流を通して、同じ地域の子どもとして皆で健やかな成長を支えていく環境づくりに取り組んでいる

近隣の学童保育クラブ2施設と合同で親子交流会を行っている。子ども同士、保護者同士、そして学童保育クラブ間での職員同士での交流を図ることで、つながりを作り、スムーズな移行を可能にしている。またこうした活動に加え、小学校校庭を活用して3施設間での交流会も進めている。所属する学童保育クラブは異なっても、同じ地域に暮らす子どもとして、関係者全員で見守っていく環境づくりにもつながっている。

《更なる改善が望まれる点》

●日々の活動を積み重ね、保護者との更なる連携につなげていく

日々の円滑な連携、行事参加への前向きな姿勢など、保護者とは良好な関係を築いている。子どもの年齢（学年）が上がるにつれて、連携はより一層必要となってくる。確実に丁寧な保育をこれまで同様進めつつ、より一層日々の活動や対応の意図や内容を伝えることで学童保育クラブに対する保護者の理解を促進し、また保護者との関わりを深めていくことを課題としている。

## 詳細講評

評点基準	
A	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	Aに至らない状態、多くの施設・事業所の状態、「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	B以上の取組みとなることを期待する状態

### ○共通評価基準（1～42）

#### Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### Ⅰ-1 理念・基本方針

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	①理念・基本方針を確立・明文化し、職員及び利用者等に周知している。	A	目黒区児童館運営指針、目黒区学童保育クラブ保育指針における基本姿勢や目的などを理念や基本方針として位置づけている。職員に対しては、人材育成の仕組みである「目標によるマネジメント」制度を活用して、組織として目指す方向性の共有を図っている。保護者には、入所説明会などにおいて説明し、周知を図っている。

I-2運営状況の把握

項目	評価項目	評価	講評
(1) 運営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①事業運営を取り巻く環境と運営状況を的確に把握・分析している。	A	区直営の学童保育クラブとして、経営環境や経営状況などの把握・分析は、学童保育クラブが所属する目黒区子育て支援課を中心に行っている。学童保育クラブとしては、学校との連携、住区住民会議（区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体）への参加などにより、地域の各主体の考え方などを含む状況把握を行い、整理している。
3	②運営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	学童保育クラブの運営は、年度ごとの学童保育クラブ年間事業計画をもとに行い、年度末に学童保育クラブ年間事業総括をまとめ、一年の取組みを総括している。この過程を通して、経営（運営）上の成果と課題を明確にしている。

I -3事業計画の策定

項目	評価項目	評価	講評
(1) 中・長期的な目標と計画が明確にされている。			
4	① 3～5年の中・長期的な目標を明確にした計画を策定している。	A	区として策定する目黒区子ども総合計画（令和2年度から令和6年度）を学童保育クラブ運営上の長期計画と位置付けている。ここに示される諸施策の展開の中に、学童保育クラブの運営がある。従って、当該年度の学童保育クラブ保育方針・計画も、この流れに沿って作成している。
5	② 中・長期計画を踏まえた年度の計画を策定している。	A	
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	日々の育成支援の振り返りや会議、当学童保育クラブが所属するブロック内での会議などを通して、学童保育クラブ保育方針に基づく学童保育の実施状況を確認し、必要に応じて修正を加えている。そして年度末には一年間の取り組みを総括する形で学童保育クラブ総括を作成している。この総括を踏まえて次年度の学童保育クラブ保育方針・計画を作成し、会議などで内容を共有して次年度の取り組みの基盤としている。年度当初の保護者会では、事業の方針や内容などについて、資料を用いながら保護者に説明している。クラブだよりに加えて、「ミニクラブだより」を発行することで、学童保育クラブのねらいや子どもの様子をこまめに発信し、計画に基づく育成支援の状況が保護者に伝わるように工夫している。
7	② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	A	

I-4福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取り組み

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	①サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	学童保育クラブの質の向上への取り組みとしては、以下の取り組みが定着している。学童保育クラブ保育事業計画の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育事業計画及び学童保育クラブ総括を通じた振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針・計画の作成と実行というPDCAサイクルに則った改善・向上を図る取り組みがある。
9	②組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	自己評価としては、国基準の評価シートに基づいたものを令和3年度より実施している。第三者評価については、令和4年度から5年ごとの受審を予定して実施している。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	①管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	A	業務・職務を内容により分類し、それを施設長以下各職員に割り当て、これにより管理者としての役割や職員各自の役割を明確化している。その上で、平時における職員への指導・助言、対外関係の処理、有事における安全管理など、管理者としての役割を遂行することを通して職員による理解を図っている。 公務員としての倫理研修を毎年受講し、遵守すべき法令その他のルールへの理解を深め、意識を高めている。また「倫理ミーティング」として複数の中から選択したテーマで職場内で学びや振り返りを行っている。
11	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①学童保育クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	学童保育クラブの質に関する評価・分析、課題の抽出と改善のための対応策の策定などは、上記のPDCAサイクル、すなわち、学童保育クラブ保育方針の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通じた振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行を通して行っている。また、学童保育クラブの質の向上プロセスへの職員の関与は、「目標によるマネジメント」制度を活用して行われる。すなわち、「ステップアップシート」を用いて業務上の目標を定め、上長との面談を通して目標の達成度を振り返り、自己の目標達成への取り組みを通して成長を図ると同時に、組織としての能力向上につなげている。
13	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	

II-2福祉人材の確保・育成

項目	評価項目	評価	講評
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組を実施している。	A	区直営の学童保育クラブとして、正規職員（常勤職員）の採用に関わる業務は、人事課が行っている。会計年度任用職員の募集に関わる業務は、子育て支援課が行っている。それぞれ、管理者である施設長や職員も協力している。学童保育クラブ単位では、採用活動につながる取り組みに加え、現在の人員の定着に向けて、日々のコミュニケーションや研修機会の保障などを通して意欲の向上を図り、定着につなげている。人事管理の部分も、区としての人事評価制度の取り組みの一つである「目標によるマネジメント」制度などにより、意向の把握や成長の支援などを行っている。係内にてOJT研修も実施している。
15	②総合的な人事管理が行われている。	A	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場作りに取り組んでいる。	A	職員からの意見を募集し、職員自身が働きやすい職場環境作りを考えていけるようにしている。職員の意向や就業状況、家庭状況などの私生活の事情、ワークライフバランスなどに気を配り、それぞれが力を発揮しやすい職場環境作り continuously 取り組んでいる。また、当学童保育クラブが所属するブロック内で共通のスローガンを打ち出し、安全衛生委員会を中心として就業環境の向上に取り組んでいる。

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。	A	区として、内部研修（OJT）と外部研修（集合研修）、自己啓発などから構成される研修制度を整備している。人事課や子育て支援課では職層に応じた研修内容を組んでおり、可能な範囲で受講を進めている。職員の教育（育成）の面では、「目標によるマネジメント」制度を有効に活用している。すなわち、「ステップアップシート」を用いて業務上の目標を定め、上長との面談を通して目標の達成度を振り返り、自己の目標達成への取り組みを通して成長を図っている。職場内でのOJTも、現場で必要とされる力を育む上で有益なものとなっている。
18	②職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	

## II-3経営の透明性の確保

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 事業主体の経営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		
19	①公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	A	区のホームページでは、学童保育クラブの概要、その他利用に関する事柄を確認することが出来る。学童保育クラブ利用案内も区のホームページにアップロードしている。第三者評価の定期的な受審は今年度が初回であり、今後定期的な受審を計画している。クラブだよりなどは小学校などの関係機関に配布し、クラブの現在の動きを発信している。なお、区による定期的な監査を受けており、適正な運営状態を確保している。
20	②運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	A	

## II-4地域との交流、地域貢献

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
21	①学童保育クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	新型コロナウイルス感染症の社会における感染拡大の影響のない通常状況であれば、小学校行事の参観、当学童保育クラブが所在する地域の住区青少年育成部会の行事（運動会やグランドゴルフ）などに参加している。 ボランティアの受け入れについては、ボランティア活用等要領において、ボランティアの募集、受け入れから登録までの流れ、心掛けて欲しいことなどの事前確認事項、活動上の留意事項などを定めている。
22	②ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A	

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
23	①学童保育クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を図っている。	A	学童保育クラブを適切に運営していくにあたり、様々な社会資源との連携が必要となる。そこで、児童館や小学校などの社会資源を一覧にしている。その上で、特に配慮を要するケースでは子ども家庭支援センターと連携し、子どもの健やかな成長や安心・安全な生活など、権利擁護の観点から取り組んでいる。小中学校教諭や民生委員・児童委員などとも懇談会や協議会などを通して連携している。
(3) 地域の福祉向上のための取組が行われている。			
24	①地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	A	区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体（住区住民会議）に参画している。同会議は、住区内に住む人々や町会・自治会、PTA、商店会、地域の活動団体などにより構成されており、会議を通して地域のニーズを把握している。住区の行事にも参加している。
25	②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っている。	A	

Ⅲ適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1利用者本位の福祉サービス

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
26	①子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	目黒区児童館学童保育クラブ運営指針において基本姿勢や留意事項、職員の役割などを明示し、職員がそれらを理解し遵守していけるよう、会議や日々の助言・指導を通して図っている。 入所説明会資料には「保護者が安心して働き続けられるように、そして放課後の子どもたちの生活が生き生きとした時間になるように支えている場」と記載し、保護者にもわかりやすい言葉で周知している。
27	②子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供を行っている。	A	全職員が個人情報の保護について研修を受け、重要性を理解している。多くの個人資料があるが、鍵付きキャビネットで管理する等プライバシー保護への配慮を徹底している。学童保育クラブとして発行する文書類への子どもの氏名や顔写真の掲載については、保護者の意向に沿って対応している。

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
28	①利用希望者に対して必要な情報を提供している。	A	学童保育クラブ利用案内のデータを区のホームページにおいてダウンロードし閲覧できるようにしている。学童保育クラブ利用案内の内容は毎年見直しが行われている。利用希望者を含む見学者は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、随時受け入れを行っている。また入所説明会や資料（クラブのなかま）を使用し、理念や取り組みだけでなく、実際の利用時間や指導方法など、保護者が知りたいと感じる情報を詳細に得ることができ、安心につながっていると思われる。保護者との情報共有方法は多岐にわたり、通い始めた後も、保護者と密な関わりを持てるよう整えられている。特に面談やお迎えなど直接保護者と会話する機会を設けるなど、情報が一方通行にならないよう取り組んでいる。
29	②学童保育クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	学童保育クラブ利用案内のデータを区のホームページにおいてダウンロードし閲覧できるようにしている。学童保育クラブ利用案内の内容は毎年見直しが行われている。利用希望者を含む見学者は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、随時受け入れを行っている。また入所説明会や資料（クラブのなかま）を使用し、理念や取り組みだけでなく、実際の利用時間や指導方法など、保護者が知りたいと感じる情報を詳細に得ることができ、安心につながっていると思われる。保護者との情報共有方法は多岐にわたり、通い始めた後も、保護者と密な関わりを持てるよう整えられている。特に面談やお迎えなど直接保護者と会話する機会を設けるなど、情報が一方通行にならないよう取り組んでいる。

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。			
30	①子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	A	定められた項目に基づき、毎年、利用者アンケートを実施している。寄せられた声を総括し、育成支援の質の向上につなげている。保護者会や個別の相談などから得られる声も活用している。
(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
31	①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	日々のコミュニケーションのほか、連絡帳なども活用し、思っていることを気軽に話せる関係作りを大切にしている。また、保護者会や個人面談を定期的に行い、思いや意見を伝えられる場としている。施設内には意見箱（くろめちゃんBOX）を設置し、匿名で子どもが自分の思いを紙に書いて投函できるようになっている子どもから直接思いを聴くことができる子ども個人面談も実施している。プライバシーに配慮し、一対一で自由に話せる機会を設けることで、学童保育クラブとして子どもの思いを把握する機会とし、また子どもが自分の思いを整理し、表現する機会、対話やコミュニケーションの力を育む機会としている。
32	②子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	A	
33	③子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
34	①安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	A	感染症、コロナウイルス対応マニュアルを作成しており、感染予防に努めている。ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策による学童保育クラブの利用について確認する事ができ、対策を保護者にも周知する取り組みができています。陽性の子どもが出た場合のフローチャートもあり、クラスターを発生させないルール作りができています。事故や災害などの際の対応は「目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアル」に沿って行うこととし、毎月避難訓練を実施している。事故やヒヤリハットなどの事例も記録として残し、対応の見直しにつなげている。子どもの怪我の発生状況を踏まえ、上履きを導入し、状況の改善にもつなげている。
35	②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	
36	③事故・災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	

III-2福祉サービスの質の確保

	評価項目	評価	講評
	(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。		
37	①育成支援について標準的な実施方法を文書化している。	A	「育成支援の標準的な実施方法を文書化したもの」を目黒区児童館学童保育クラブ運営指針と捉えている。目黒区児童館学童保育クラブ運営指針は適宜見直しが行われることになっている。
38	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	
	(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
39	①育成支援の計画を適切に策定している。	A	「育成支援の計画」を学童保育クラブ保育方針と捉えている。その上で、学童保育クラブ保育方針の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通した振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行というプロセスを通して評価・見直しを行っている。
40	②定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	A	
	(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
41	①子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。	A	日々の記録は保育日誌に記載し、細やかなミーティングを行う事で職員が情報を共有できる体制が整っている。学童保育クラブでの様子だけでなく、個人面談の記録、その他から子どもを取り巻く環境や個別課題についても状況把握に努めている。細やかな情報を共有する事で、どの職員でも一律の対応ができていると感じる。情報は一人ひとりファイリングして纏め、キャビネットに保管する管理体制を確立している。
42	②子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	

## ○内容評価基準（43～61）

## IV学童保育クラブの活動に関する事項

## IV-1育成支援

	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
43	①子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整備している。	A	自分で仲間作りができ、また自分のペースで過ごせる居心地の良さがある環境を、「子どもが安心して過ごせる場」であると捉えている。保護者との連携により家庭での健康状態なども把握し、それを踏まえて育成支援にあたっている。自分のことをよく見てくれる、よく分かってくれている職員の存在は、子どもの安心につながっている。
	(2) 学童保育クラブにおける育成支援		
44	①子どもが学童保育クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	一人ひとりが楽しく安心して学童保育クラブに通うことができるよう、それぞれの様子やその変化を的確にとらえ、職員間で共有し、適切に対応している、保護者とは日々連携し、成長・発達上の躰きなども共通認識のもとで支えていけるようにしている。小学校とは風通しの良い関係を築き、子どもの健やかな成長を共に支えていけるようにしている。出欠席は安心でんしょばと（ICTシステム）でリアルタイム管理されている。確認が取れない時は職員が必ず電話連絡を行い、適切な把握を行っている。
45	②子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
46	①子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	ホワイトボードなどを活用して一日の流れを示し、学童保育クラブに到着後、自分で確認できるようにしている。そして、自由遊びの時間における過ごし方、宿題をいつやるかなど、自分で過ごし方を考えられるように助言している。また、好きな遊具や玩具を取り出しやすいように設置し、自由に選んで遊びを展開できるようにしている。取り出して使った後はもとの場所に戻すことを習慣づけ、整理整頓を行うだけでなく、次に使う人への配慮の視点も大切にしている。
47	②日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	
48	③子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	
49	④子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	
50	⑤子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A	

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
51	①障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	A	障害を有することで育成上支援が必要な子どもの受け入れも行っている。具体的な手続き内容などは学童保育クラブ利用案内においても案内している。区の審査などの手続きを経てその可否が決定される仕組みとなっている。受け入れの際は、健康状態や発達の状況など子どもの心身の具体的な状況や、家庭の状況などを確認し、育成支援のための基礎的な情報としてまとめ、職員間で共有している。巡回指導による専門家の助言なども活用しながら、集団での関わりの中で生活・活動を行っていきけるよう、支援にあたっている。
52	②障害のある子どもの育成支援に当たった際の留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	A	
53	③児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を行関係機関と連携して行っている。	A	子どもの権利・利益・尊厳を守るために、不適切な関わりを排除するだけでなく、虐待が疑われるケースについてそれを発見した場合の具体的な対応手順を整理している。これにより、所管課や通報先である児童相談所などへの連絡経路を確立している。また日頃から子どもの様子を気にかき、必要なケースでは子ども家庭支援センターとの連携により子どもをめぐる情報の共有を図っている。日常的には、多様な文化的背景を持つ子どもを含め、互いの長所や短所を認め合える関係作りを支えている。
54	④子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。	A	

【五本木住区センター児童館学童保育クラブ】

(5) 適切なおやつや食事の提供			
55	①放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	A	毎日16時をめぐりにおやつ（補食）を提供している。感染症対策の見地から、テーブルに座る人数を適切な数に設定し、飛沫感染の防止策もとって提供している。アレルギーの事故を防ぐため、年2回のアレルギー調査を行っている。利用開始時だけでなく定期的に聴き取りを行う事で、できるだけ新しい情報を把握し事故予防に努めている。
56	②食に伴う事故（アレルギー、窒息、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	A	
(6) 安全と衛生の確保			
57	①子どもの安全を確保する取組を行っている。	A	日常の中で怪我の防止に取り組んでいる。事故やヒヤリハット事例は再発防止に活かしている。学童保育クラブとしての危機管理マニュアルも備えている。保護者への連絡や受診の判断など、迷うことなく適切かつ迅速に対応できるよう、対応方法を日頃から確認している。衛生管理に関しては、研修などにより注意事項などを確認し、日々の業務の中でも清潔の保持を心掛けている。
58	②衛生管理に関する取組を適切に行っている。	A	

IV-2保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
	(1) 保護者との連携		
59	①保護者との協力関係を築いている。	A	クラブだよりには写真を豊富に取り入れ、保護者に対し、子どもの様子、過ごし方、表情などが伝わるように取り組んでいる。行事については、コロナ禍においてもどのようにしたら子どもたちの姿を見てもらえるか工夫し、感染対策を徹底した上で参加を呼びかけ実施した。その結果、保護者の前向きな姿勢を引き出している。
	(2) 学校との連携		
60	①子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。	A	日頃から相互に協力し合える風通しの良い関係が出来ており、日常的な活動への支援や、行事活動への相互参加に加え、担任教諭と懇談を行うなど、連携をとれる関係を構築している。学校からは学校だよりの提供を受け、予定や動きを知る関わりを持っている。学童保育クラブからもクラブだよりを送り、クラブで過ごす子どもの様子を伝えている。子どもの育成支援上、気になることや、学校での出来事と関連すると思われることなどがあれば、随時担任教諭と情報交換を行っている。

IV-3子どもの権利擁護

	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもの権利擁護		
61	①子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	A	職員は内外の研修を受け、子どもの権利を侵害しないように努めている。日々の会議や育成支援の現場におけるコミュニケーションを通して、子どもの権利・利益の養護・尊重を図っている。施設内には区の子ども条例を掲示し、都の権利擁護専門相談事業のリーフレットを手にとれるようにしている。